ご存じですか「住民ポスト」

平成5年から、時間外にも戸籍や住民票を請求できるよう、市役所の東口に「住民ポスト」を設置しております。

今後とも、便利にご利用いただけるよう、「住民ポスト」の利用方法についてお知らせいたします。

1、申請できる人

本人およびその家族。（身分証明書は本人のみ）

2、請求方法

①**郵便による受領**を希望する方

「郵便による交付請求書」用紙に必要事項を記入します。その請求書と郵送先の住所を記入した返信用の封筒、手数料と切手の料金を含めた代金を封筒に入れ、「住民ポスト」に投かんします。証明書を郵送で発行いたします。

②**窓口での受領**を希望する方

開庁時（午前8時30分から午後5時15分まで）の指定の時間に受領ができます。

窓口受領用の交付請求書用紙に必要事項を記入し、「住民ポスト」に投かんします。後日、受け取り希望の開庁時に窓口に来ていただいて、手数料と引き換えに受領することができます。

※受け取り方法によって、請求用紙が異なりますので注意してください。

3、請求できるもの

戸籍と住民票に関するものだけです。

問市民課市民係

☎22－1312

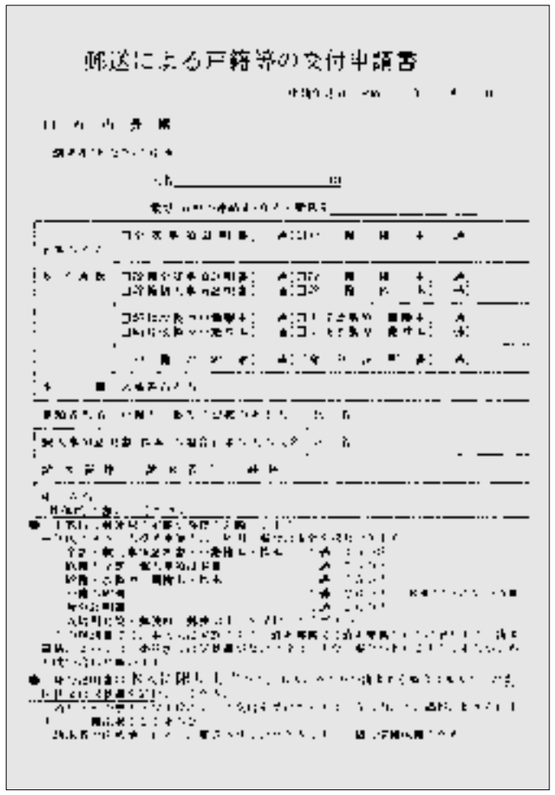

郵送による戸籍等の交付申請書

◀郵便による受領用交付申請書（戸籍の場合）

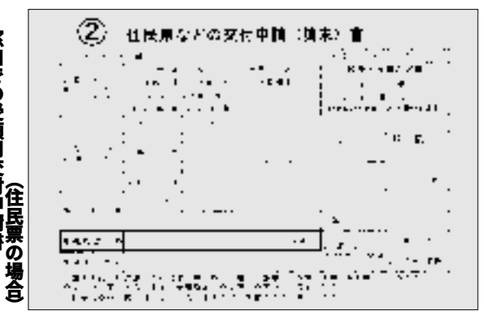

② 住民票などの交付申請（請求）書

▶窓口での受領用交付申請書（住民票の場合）

10月のごみ収集日について(お知らせ)

10月のごみ収集日程は、下記の通りになっておりますので、ご確認のうえ、きちんと分別して出してください。

◆10月のごみ収集日予定表（曜日の見方は、その月の第何回目かで、数字は10月の収集日です）

地区名／ごみ区分	越河 斎川 大平	大鷹沢 白川 小下倉	大鷹沢田中	福岡 小原	市街東北本線 東側	鷹巣	市街東北本線 西側
ペットボトル（第1）	3日(火)	2日(月)	6日(金)	5日(木)	6日(金)	2日(月)	4日(水)
紙類（第2）	10日(火)	16日(月) 第3に変更	13日(金)	12日(木)	13日(金)	16日(月) 第3に変更	11日(水)
びん類（第2・第5）	10日(火) 31日(火)	16日(月) 第3に変更	13日(金)	12日(木)	13日(金)	16日(月) 第3に変更	11日(水)
缶・プラスチック（第3）	17日(火)	23日(月) 第4に変更	20日(金)	19日(木)	20日(金)	23日(月) 第4に変更	18日(水)
もやせないごみ（第4）	24日(火)	30日(月) 第5に変更	27日(金)	26日(木)	27日(金)	30日(月) 第5に変更	25日(水)
もやせるごみ	火・金	月・木		月・木	月・水・木		火・水・金
	3・6 10・13 17・20 24・27 31	2・5・12・16 19・23・26・30		2・5 12・16 19・23 26・30	2・4・5・11・12 16・18・19・23・25 26・30		3・4・6 10・11・13 17・18・20 24・25・27・31

※不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

※10月9日（月）は祝日により、ごみの収集はしませんので集積所に出さないようお願いします。

これにより、**大鷹沢、白川、小下倉地区および鷹巣地区の「紙類」と「びん類」は16日（第3月曜日）に、「缶・プラスチック類」は23日（第4月曜日）に、「もやせないごみ」は30日（第5月曜日）にそれぞれ収集日を変更**しますので、お間違えのないよう願います。

◎「缶・プラスチック類」に入るプラスチック類とは、ペットボトル（リサイクルのマークがあるもの）以外のプラスチック製容器類とプラスチック製の食品トレイとなります。発泡スチロール製のトレイやその他のプラスチックなどは、一緒に入れないでください。「ごみの分別と出し方」のカラー刷りチラシを参照に、きちんと分別して出されますようお願いします。

○ごみは、必ず当日の朝８時３０分まで出してください。

紙類の出し方について

★紙類は、必ず分別して十文字にひもで結び、地区の指定の日に集積所またはストックヤードに出してください。

（1）指定日に集積所に出す場合、雨天などによりぬれる恐れがあるときは、資源ごみの袋に入れてください。

（2）ストックヤードに出す場合（各地区公民館敷地内と市内は中央公民館・いきいきプラザ敷地内に設置）

①自分の地区が紙類の指定日の午前８時３０分～午後５時まで、紙類だけ持ち込みください。

②市街地の方は、中央公民館は第２金曜日、いきいきプラザは第２水曜日に持ち込みください。
鷹巣・大鷹沢田中地区の方は、大鷹沢公民館（第２月曜日）または中央公民館をご利用ください。

③毎月第４日曜日（１０月は２２日）各地区ストックヤードは午前８時～午後５時まで、中央公民館といきいきプラザは午前８時30分～午後５時まで利用できますので持ち込みください。

◇事業系ごみ（会社・飲食店・商店などの営業に伴い排出されるごみ）は、ごみ集積所に出せません。
自ら処理施設に搬入するか、許可を受けている処理業者に委託してください。

◆お問い合わせ　白石市民生部生活環境課　☎２２－１３１４